

お客さま 各位

ガス料金に適用する消費税率改定のお知らせ

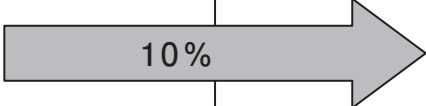
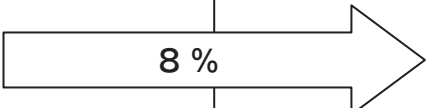
カワセガス株式会社

このたび、消費税法の改正により消費税等(消費税および地方消費税の合計)の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、お客さまにご請求させていただくガス料金(=基本料金+従量料金)に適用する消費税率を8%から10%に改定させていただきます。

引き続き、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

消費税率の改定時期及び経過措置について

今回の消費税率の改定は、消費税法の改定に合わせ、2019年10月1日に行い、同日から適用いたします。ただし、消費税法に定める経過措置により、2019年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいたお客さまの、2019年10月1日から10月31日までにを行った検針によるガス料金の消費税率につきましては、改定前の消費税率(8%)が適用されます。

消費税の 取り扱いについて		9月検針▼	10月検針▼	11月検針▼
ガス料金		9月分	10月分	11月分
消費税	10月以降 新規取引のお客さま		10% 	
	9月以前からの 継続取引している お客さま	8% 		10% 